

記載例

捨印

捨印

様式 1-1

連絡先	申請人	
	代理人	

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

東吾妻町農業委員会長 様

譲受人 (農地を譲り受ける方)

吾妻 太郎

印

譲渡人 (農地を譲り渡す方)

東 次郎

印

■売買の場合
「所有権」の「移転」

上記代理人

住所

■貸借の場合
「賃貸借権・使用賃借権」の「設定」

氏名 行政書士

印

下記によって土地の「**所有権**」を「**移転**」したいので農地法第3条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者

当事者の別	氏名又は名称	年齢	職業	住所又は所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人(該当する場合には○)
譲受人	吾妻 太郎	○○	農業	吾妻郡東吾妻町～△△番地△	日本			
譲渡人	東 次郎	○○	会社員	吾妻郡東吾妻町～▲▲番地▲				

契約の内容

売買	賃貸借・使用賃借 (該当字句を○でかこむ)	契約期間		権利移転の時期	許可後
その他 ()	賃借料		売買価格	○○万円

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他

土地の所在			地番	地目		面積 m ²	利用状況	対価、 賃料等 の額 (10a当たり)	所有者 氏名 (名称)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合 権利の種類、 内容と権利者 の氏名又は名 称	市街化区域・ 市街化調整区 域・ その他の区域 の別	備考
市町村	大字	字		登記簿	現況							
東吾妻町	■■	■■	○○番地○	田or畑	田or畑	○○○	普通畠	野菜100kg	□□ □□		その他区域	
"	"	"	○○番地○	田or畑	田or畑	○○○	一毛田	玄米300kg	□□ □□		その他区域	
計	○,○○○ m ² (田)			○○○ m ² 畑		○○○ m ²		○○○ m ²				

処分序記載事項

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

権利を移転又は設定しようとする事由の詳細

譲受人 (権利を取得しようとする者)	【例】農業経営規模拡大のため	記載例のとおり、権利の移転または設定理由について、譲受人・譲渡人双方の事由を詳細に記入してください。
譲渡人	【例】高齢により管理ができないため	

譲受人（権利を取得する方）の現在の耕作面積を記入してください。

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	自己所有地の状況	農地面積 (m ²)	田			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
			田	畠	樹園地		
所有地	自作地	① 4,000	1,500	2,500			②
	貸付地	田+畠+樹園地合計					
所有地以外の土地	所在・地番		地目		面積(m ²)	状況・理由	面積(m ²)
	登記簿	現況	登記簿	現況			
	非耕作地						

所有地以外の土地	賃借等されている面積 (利用権設定が原則)	農地面積 (m ²)	田			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
			田	畠	樹園地		
所有地以外の土地	借入地	③ 2,500	1,000	1,500			④
	貸付地	田+畠+樹園地合計					
所有地以外の土地	所在・地番		地目		面積(m ²)	状況・理由	面積(m ²)
	登記簿	現況	登記簿	現況			
	非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

作付（予定）作物	田	畑			樹園地	採草放牧地
作付（予定）作物	米	蕎麦	ソバ	大根		
権利取得後の面積(m ²)	2,500	1,500	1,500	1,000		

※ 1-1 の面積と整合性を合わせてください。

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量	トラクター	田植機	コンバイン	軽トラック	
確保しているもの 所 有 リース	1台	1台	1台	2台	
導入予定のもの (資金繰りについて) 所 有 リース	1台 (自己資金)				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、豚等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 30 年、農業技術修学歴 3 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現 在: 2人	(農作業経験の状況: 小さい頃から手伝いをしている)
	増員予定: 0人	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現 在: 1人	(農作業経験の状況: 農繁期に手伝いをしている)
	増員予定: 0人	(農作業経験の状況:)

④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載 (市町村別の状況を記載) してください (隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地・拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地・拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

	住所地・拠点等	平均距離	通作時間
① 権利を取得しようとする者	東吾妻町大字～ △△-△	(1) km	1 分
② 世帯員など常時雇用者	同 上	(1) km	1 分
③ 臨時雇用者	東吾妻町大字～ ▲▲-▲	(3) km	5 分
④		() km	分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞ （権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第3条第2項第4号関係＞ （権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

(1) 農作業に常時従事する者の氏名	(2) 年齢	(3) 主たる職業	(4) 権利者との関係 (本人又は世帯員等)
吾妻 太郎	60	農業	本人
吾妻 花子	58	農業	妻
吾妻 一郎	30	会社員	子

5 その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←	→								
その者が農作業に常時従事する期間			←	→								

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

<農地法第3条第2項第5号関係>

(転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容= 、裏作の作付内容= ）

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

【例】・集団的に利用している地域ではないため、分断する心配はありません。

・地域の農地の利用調整に協力します。

・安全かつ的確な肥料や農薬の使用に努め、近隣農地等に影響を与えないよう耕作します。

- ・農地の集団化
- ・農作業の効率化
- ・その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用

）に支障がないことが条件となります。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合 又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復すために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名	(2) 役職名	(3) その者の農業への従事状況		
		その法人が耕作または養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間	当該事業に参画・関与している期間 (直近の実績)	(見込み)
		年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月
		年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月
		年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月
		年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すと認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の營利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、I の2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財團法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財團法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの

・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財團法人

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
②第4条（農地の転用の制限）	有・無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④第42条（措置命令）	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
②第15条の3（監督処分）	有・無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

（記載要領）

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。